

置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）指定管理者の選定に係る
公募型プロポーザル実施要綱をここに公布する。

令和5年9月7日

置賜広域行政事務組合
理事長米沢市長 中 川 勝

置賜広域行政事務組合訓令第 号

置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）指定管理者
の選定に係る公募型プロポーザル実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本組合が実施する置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）（以下「指定施設」という。）指定管理者の選定において、指定施設の管理運営に最も適格と判断される者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱においてプロポーザルとは、公募により一定の条件を満たす応募者から、指定施設の管理運営に係る、住民サービスの向上と経費の縮減などの企画提案を求め、その提案内容及び価格について総合的に比較検討し、最も適格と判断される者を指定管理者の候補者として選定するものである。

（指定管理者審査委員会の設置）

第3条 プロポーザルに必要な事項の検討及び指定管理者の選定を行うため、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、別に要領を定める。

（公募に関する事項）

第4条 公募に際して明示する事項は、次のとおりとし、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）指定管理者応募要項（以下「応募要項」という。）に示すものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 選定の基準
- (3) 管理の基準

- (4) 申請の受付期間
- (5) 指定管理者に管理を行わせる期間
- (6) 管理の業務の範囲及び具体的内容
- (7) その他応募に関し必要な事項
(候補者の選定)

第5条 候補者の選定は、理事会が別に定める置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）指定管理者審査委員会設置要領（以下「審査委員会設置要領」という。）に基づき審査委員会が行う。

2 審査は、審査委員会が審査委員会設置要領の審査基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションについて採点を行い、最優秀者及び次点者をそれぞれ選定する。

3 プレゼンテーションは、応募要項に基づき行う。

(協定の締結)

第6条 最優秀者は、特別な場合を除き、本組合と令和6年度から令和10年度まで5年間の協定を締結するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年9月7日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。